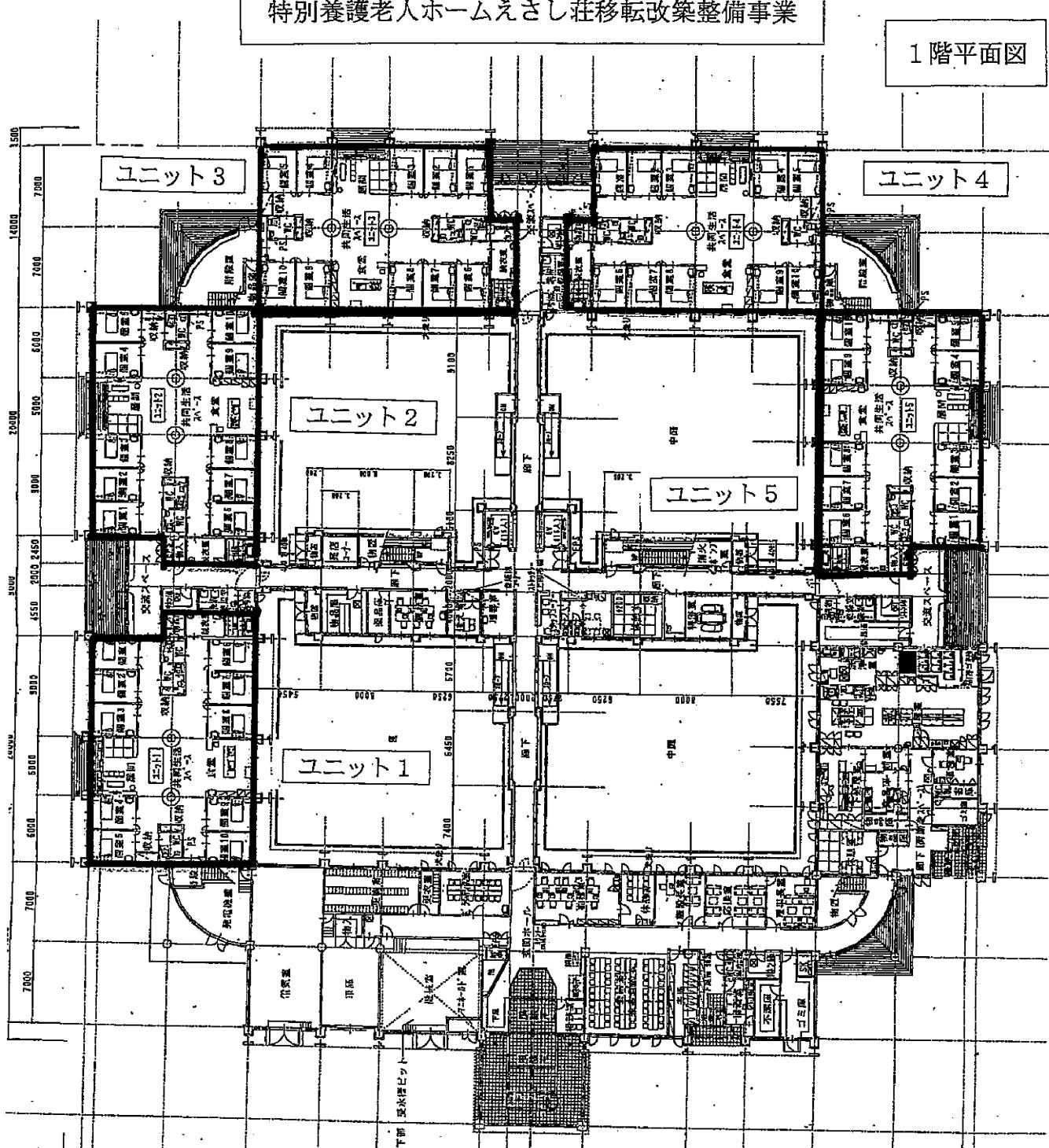


平成24年第3回江差町議会定例会資料

資料1：特別養護老人ホームえさし荘移転改築整備事業概要【議案第1号関係】	P 1
資料2：農地集積協力金の概要【議案第1号関係】	P 3
資料3：江差町防災会議条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第4号関係】	P 4
資料4：江差町災害対策本部条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第5号 関係】	P 6
資料5：江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例概要【議案第6号関 係】	P 7
資料6：江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例説明資料【議案第6 号関係】	P 8
資料7：円山第4団地通り認定路線図【議案第8号関係】	P 12
資料8：国・道等への要望状況等一覧（6月～8月）	P 13

特別養護老人ホームえさし荘移転改築整備事業

1階平面図



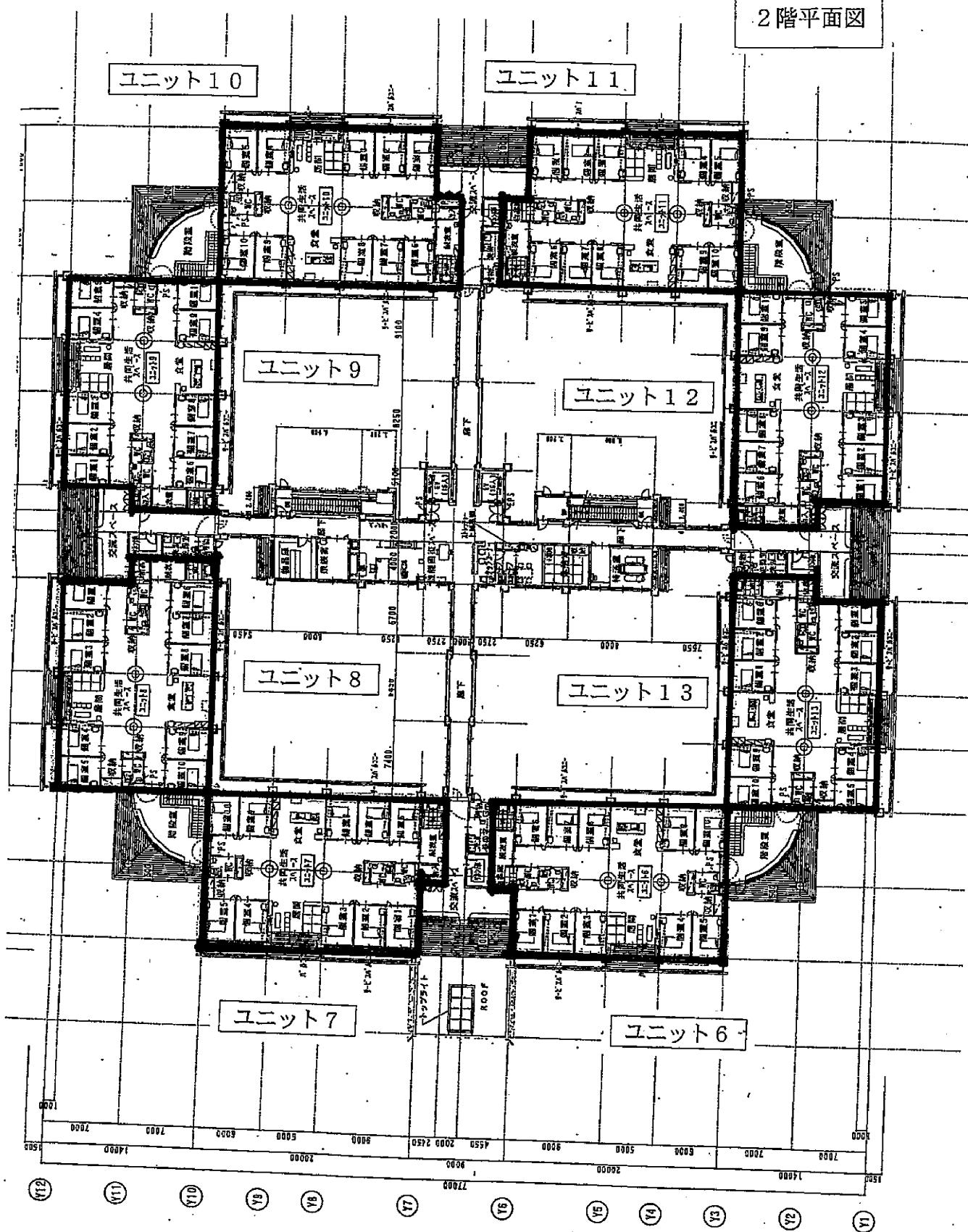
建物計画

- *敷地面積 13,911.72m²
- *構造・規模 RC造2階建
延床面積 6,612.52m²
- *整備計画 入所定員 130名
全室個室 (130室)
10名単位ユニット型

事業費

- | | |
|-------|-----------------|
| *総事業費 | 1,881百万円 |
| 補助金 | 556百万円 (北海道) |
| 自己資金 | 380百万円 |
| 借入金 | 845百万円 (福祉医療機構) |
| 町補助金 | 100百万円 |

2階平面図



○農地集積協力金の概要

資料 2

1. 交付対象地域 人・農地プランを作成した地域(江差町はH24.6.22に作成済)

『人・農地プラン』とは

人・農地プランとは、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、全国的な人と農地の問題について、地域における話し合いによって解決するための「未来の設計図」です。

プランには、

◎今後の中心となる農家はどこか。

◎中心となる農家へどうやって農地を集めるか。

◎中心となる農家とそれ以外の農家を含めた地域農業のあり方(生産品目、6次産業化等)などを決めていきます。

◆人・農地プランを作成し、実行する取組を行うことで様々な支援が受けられます。◆

2. 協力金の種類

(1) 「経営転換協力金」と(2) 「分散錯圃場解消協力金」の2種類

■この協力金は「農地の出し手」に対する協力金です。

人・農地プランで「中心となる農家」となっていない農家(「中心となる農家に連携する農家」)が、「中心となる農家」に農地を貸した場合に交付される協力金です。農地の出し方によって、2つの種類に分類されます。但し、いずれの場合も利用権を6年以上設定する必要があります。

なお、貸す農地は江差町農業振興対策協議会との間で10年以上の白紙委任を結ぶ必要があります。

(1) 経営転換協力金の概要について(経営転換・離農をして農地を貸した場合の交付金)

①交付対象者

人・農地プランの「中心となる農家」に農地を貸し、その後、離農・経営転換を理由に、米・大豆・麦・そば等の作付を行わない場合に交付します。(面積ではなく1戸あたりに交付されます。)

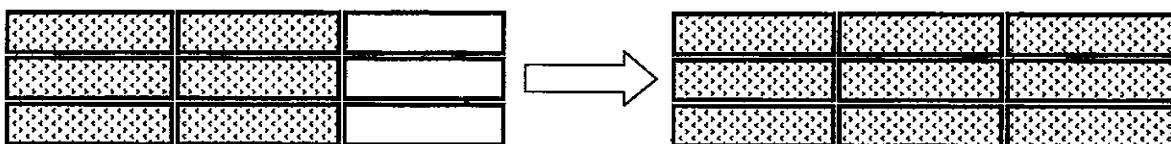
②交付単価

交付面積	交付単価
0.5ha未満	30万円/1戸
0.5ha~2.0ha	50万円/1戸
2.0ha以上	70万円/1戸

(2) 分散錯圃場解消協力金の概要について(農地の連坦化に協力した場合の交付金)

①交付対象者

「中心となる農家に連携する農家」が、「中心となる農家」の圃場と隣り合っている圃場をその「中心となる農家」に貸した場合に交付します。



②交付単価

5,000円/10a

【注意】「経営転換協力金」「分散錯圃場解消協力金」、いずれか片方のみの適用となります

江差町防災会議条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基き、江差町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、江差町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	第2条 防災会議は、次_____に掲げる事務をつかさどる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>江差町地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報</u> を収集すること。	(2) <u>町長の諮問に応じて江差町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u>
(3) 前各号に掲げるものの外、法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務	(3) <u>前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。</u>
(会長及び委員)	(会長及び委員)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。	5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) (略)	(8) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命するもの。</u>
	(9) (略)

現行	改正後（案）
6 (略)	6 (略)
7 第5項第7号及び第8号_____の委員の任期は、2年とする。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	7 第5項第7号及び第8号並びに第9号の委員の任期は、2年とする。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
8 (略) (専門委員)	8 (略) (専門委員)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び_____学識経験のある者のうちから町長が任命する。	2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u> のうちから町長が任命する。
3 (略)	3 (略)

江差町灾害対策本部条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
(目的) 第1条 この条例は災害基本法（昭和36年法律第323号） <u>第23条第6項</u> の規定に基き江差町灾害対策本部に関し必要な事項を定めことを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は災害基本法（昭和36年法律第323号） <u>第23条の2第8項</u> の規定に基き江差町灾害対策本部に関し必要な事項を定めことを目的とする。

江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の概要

<政策推進課>

1. 条例のポイント

- 従前の半島振興法、過疎法等における固定資産税の課税免除等の対象要件の緩和(投資額・対象業種)
製造業・ソフトウェア業・旅館業 ⇒ 製造関連分野・観光関連分野・情報関連分野として整理
- 町内進出企業に対する雇用奨励支援(卸小売業、環境関連産業等)
- 町の成長産業として期待する福祉関連分野等に対する雇用奨励支援(介護事業所・歯科診療所等)
- 町内の小さな起業に対する側面的支援

2. 新たな条例の視点(企業誘致と町内における起業立地並びに雇用の場の確保)

<対象業種の拡大>

- 製造関連分野 ⇒ 従前の製造業に加え、一次産業の6次産業化を支援
 - ・ 製造業で、物の製造若しくは加工を行う施設
 - ・ 農業・林業、漁業で人工的に増養殖又は研究若しくは製造活動を行う施設等
- 観光関連分野 ⇒ 従前の旅館業に加え、レジャー施設等を追加
 - ・ 宿泊・レジャー施設・遊園地・ゴルフ場等の観光振興に寄与すると認められる施設
- 情報関連分野 ⇒ 従前のソフトウェア業に加え、IT分野等を追加
 - ・ ハード、ソフトウェア業、アプリケーション、配信設備、コールセンター等の情報に関する施設
- 商業関連分野 ⇒ 大規模小売店の進出や町内の事業拡大に対応
 - ・ 卸小売業等の商業的な活動を行う施設のほか運送業等を行う施設
- 環境関連分野 ⇒ エネルギー政策等に関する業種を追加
 - ・ 省エネルギー、新エネルギー、廃棄物の利活用や処理及び寒冷地技術等の事業活動を行う施設
- 健康・福祉・医療関連分野 ⇒ 高齢化社会を見据え、介護サービス業等の事業拡大に対応
 - ・ 高齢者、介護、障害者福祉等の地域福祉に資する活動を行う施設のほか医療活動を行う施設

<対象要件の整備>

- 投資額
地方税法第341条の規定に基づく固定資産で事業の用に供するものの取得に要した費用
- 雇用人数
町内に住所を有する者で1年を超えて常時雇用される者
 - ① 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
 - ② 雇用保険・健康保険・厚生年金等に加入していること。

<優遇措置>

- 企業立地助成金の交付(交付期間:3年間)
事業所の立地に係る施設、設備及び直接事業の用に供する土地に対して課される固定資産税相当額を限度として助成する。(製造・観光・情報関連分野のみ対象)
- 雇用奨励助成金の交付(交付期間:1年限り)
事業所の立地に伴い新たに採用した雇用者の数に1人当たり60万円を乗じて得た額を助成する。
(単年度その額が600万円を超える場合は、上限額として600万円)

区分	① 投資額	② 雇用者数	企業立地助成金	雇用促進助成金
製造関連分野	1,000万円以上	2人以上	○	○
観光関連分野			○	○
情報関連分野	1,000万円以上	2人以上	×	○
商業関連分野			×	○
健康福祉医療関連分野			○	○
環境関連分野				

※地方税法第348条に規定する固定資産税の非課税事業者については対象外である。

江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例説明資料

条 例 案	説 明
(目的) 第1条 この条例は、江差町における企業の立地を促進するため、町内に事業所を新設又は増設する者に対し、助成の措置を行うことにより、本町の産業経済の発展及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。	この条例制定の目的を表現するもので、条例全体の解釈指針となるものです。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 事業所 ア 製造関連分野 製造業として物の製造又は加工を行う施設及び農業・林業、漁業で、人工的に増養殖又は研究若しくは製造活動等を行う施設。 イ 観光関連分野 健全な余暇等の利用に資する宿泊施設、スポーツレクリエーション施設、レジャー施設及びこれに類する施設であって本町の観光振興に寄与すると認められるもの。 ウ 情報関連分野 ハード・ソフトウェア業、アプリケーション、配信設備、コールセンター等の情報に関する事業活動を行う施設。 エ 商業関連分野 卸・小売業、運送業等の商業的な活動を行う施設。 オ 環境関連分野 省エネルギー、新エネルギー、廃棄物の利活用や処理及び寒冷地技術等の環境に関する事業活動を行う施設。 カ 健康、福祉、医療関連分野 高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉等の地域福祉に資する事業活動を行う施設のほか医療活動を行う施設。 (2) 新設 町内に事業所を設置していない者が事業所を設置することをいう。 (3) 増設 町内に事業所を設置している者が既設の事業所のほかに事業所を設置する場合及び既設の事業所について増改築又は移築若しくは取替え等の資本的支出をし、製造能力の増加がある場合をいう。	この条例に用いられる用語の意味を定義します。 <ア> 製造業に加え、一次産業の6次産業化を支援 <イ及びウ> 過疎法に規定する旅館業・ソフトウェア業に関連施設を追加 <エ> 雇用の確保を前提とした中小企業支援 <オ> 雇用の確保を前提とした新たな産業集積のための支援 <カ> 雇用の確保を前提とした成長産業等に関する支援

(4) 投資額 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条の規定に基づく固定資産で事業の用に供するものの取得に要した費用の額をいう。（土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。）

○ 土地・家屋・償却資産

※ 土地の取扱は過疎法に準拠

（助成の措置の対象）

第 3 条 この条例による助成の措置は、第 1 条に定める目的の達成に寄与し、且つ、公害を防止するための適切な措置が講ぜられているもので、次の各号のいずれにも該当するものとして町長が指定したものとする。

- ① (1) 前条第 1 号に該当する事業所で、新設又は増設のための投資額が 1,000 万円以上のもの
(2) 前条第 1 号に該当する事業所で、新設又は増設に伴い増加する雇用者で規則に定める者（町内に住所を有する者で 1 年を超えて常時雇用される者に限る。）の数が 2 人以上のもの。
- ② 前項の規定にかかわらず、地方税法第 348 条第 2 項に規定する固定資産税を課することができない施設については、助成の対象から除外するものとする。
- ③ 第 1 項の規定に基づき指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

この条例の助成対象の要件を整理したものです。

- 小さな起業に対する支援策として、過疎法や半島振興法の課税免除等に関する条例のハードルを下げる。（過疎 2,700 万円、半島 2,700 万円）雇用者についても、全道平均 5 人以上を大きく下回る水準に整理し、町内に住所を有する者の雇用の拡大を支援する。
- 社会福祉法人・医療法人・学校法人・宗教法人等は固定資産税が非課税であるため、当該助成制度の対象外とします。

（助成の措置）

第 4 条 町は、前条の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）のうち、当該年度分の町税完納者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ助成金を交付する。

- ① 企業立地助成金 第 2 条第 1 号ア、イ又はウに規定する事業所の立地に係る施設、設備及び直接事業の用に供する土地に対して賦課された固定資産税相当額とする。
- ② 雇用奨励助成金 第 2 条第 1 号に規定する事業所の立地に伴い新たに採用した雇用者の数に 1 人当たり 60 万円を乗じて得た額（ただし、その額が 600 万円を超えるときは 600 万円）とする。

この条例における助成措置を規定しています。

重点 3 分野（生産・観光・情報）における固定資産税相当額の助成金の交付
進出企業等に対する雇用奨励金の交付
一人当たり奨励金の額については、道内各自治体の中でもトップに位置します。

(助成の期間)

第5条 企業立地助成金は、指定を受け新たに固定資産税が賦課されるに至った年度より3年以内とする。ただし、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成12年江差町条例第30号）の適用を受け課税免除される期間もこの期間に含めるものとする。

2 履用促進助成金は、1年限りとする。

この条例における助成措置の交付期間を規定しています。

(交付の時期)

第6条 第4条第1号の規定による助成金は、その年度の町税完納後、その年度内に交付する。

2 第4条第2号の規定による助成金は、操業を開始後1年以降において、町長の確認を得た後速やかに行う。

この条例における助成金の交付の時期を規定しています。

- 固定資産税及び法人税等の完納を確認した後に交付
- 1年以上雇用した実績を確認した後に交付する。

(申請手続)

第7条 第4条の規定による助成の措置を受けようとする指定事業者は、規則で定めるところにより町長に申請書を提出しなければならない。

事業者による助成申請手続きの義務化を規定しています。

(助成の措置の承継)

第8条 助成の措置を行う間、指定事業者に係る事業所の承継があったときは、当該承継人に対し、助成の措置を行うものとする。ただし、その助成の措置の期間は、被承継人の残存期間とする。

2 前項の承継人は、規則に定めるところにより、町長にその旨を届け出なければならない。

助成期間中における事業の譲渡等を想定しています。

(指定及び助成の措置の取り消し等)

第9条 町長は、指定事業者（前条第1項の承継人を含む。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該指定若しくは助成の措置を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条第1項の要件を欠くに至ったとき。

助成措置等の取り消し要件を規定しています。

- (2) 対象設備等を事業の用に供しないとき。
(3) 町税等を滞納したとき。
(4) 偽りその他不正な行為があったとき。

(調査報告)

第10条 町長は、指定事業者に対し必要に応じて調査を行い、報告を求めることができる。

町の立入検査権等を主張しています。

(規則への委任)

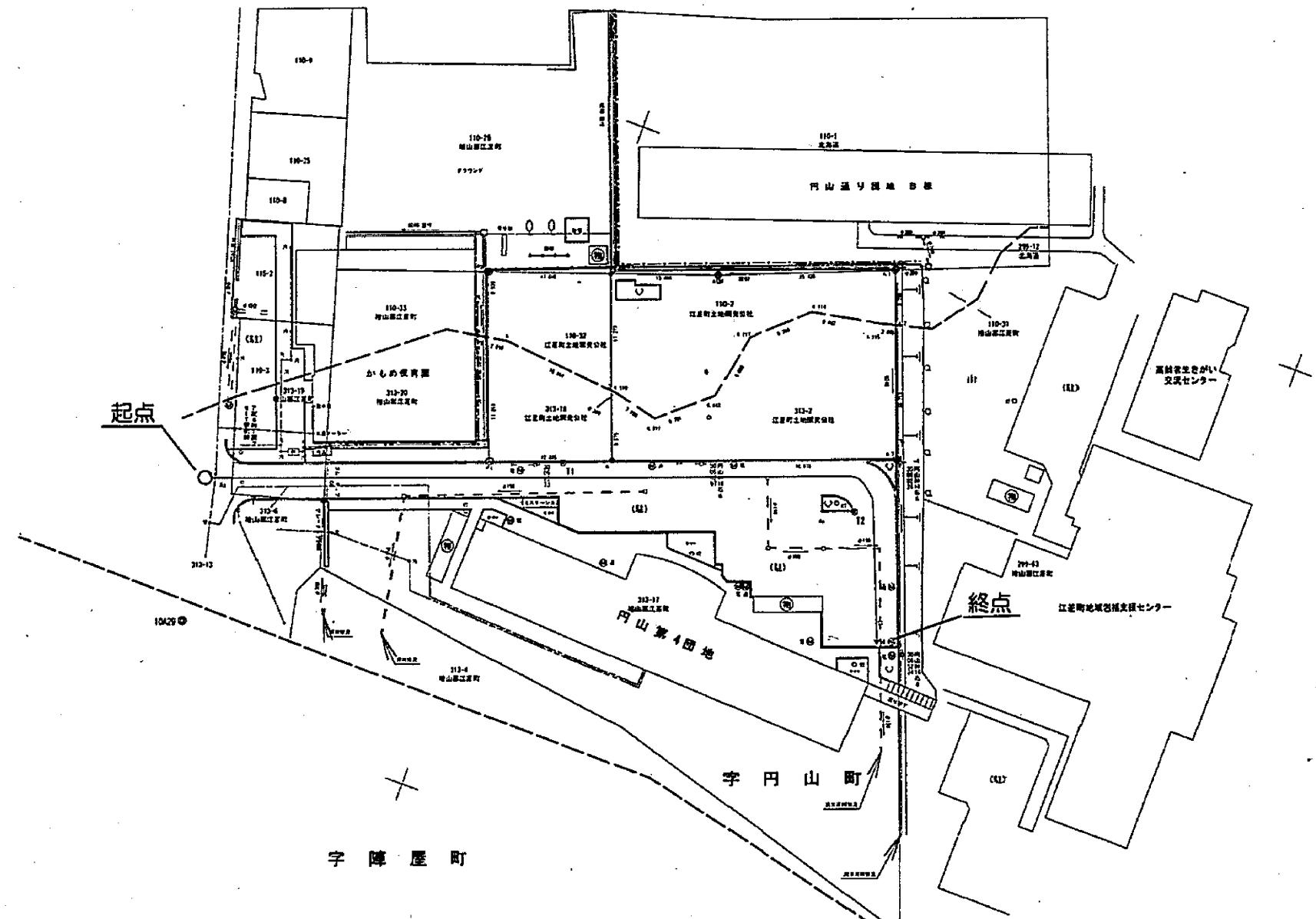
第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

202 円山第4団地通り認定路線図

13



資料 7

【平成24年度 国・道等への要望等状況一覧】

(平成24年6月1日～平成24年8月31日)

要望団体	要望内容	要望先	備考
檜山地域振興協議会	<p>2013檜山圏域活性化推進の重点懸案事項に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ■交通ネットワークに関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心な交通網の確保等 ○離島住民の交通の確保 ■農業の振興に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な農業経営の確立 ■水産業の振興に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○水産業の振興対策の推進 ■地域医療体制に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○地域医療体制の充実・強化 ■地方財政措置の充実に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○町村財政基盤の強化 ○消防救急無線デジタル化に伴う財政支援 	函館開発建設部 函館建設管理部 北海道 北海道開発局外	6月27日 函館・札幌
	<p>2013檜山圏域活性化推進の重点懸案事項に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ■交通ネットワークに関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心な交通網の確保等 ○離島住民の交通の確保 ■農業の振興に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な農業経営の確立 ■水産業の振興に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○水産業の振興対策の推進 ■地域医療体制に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○地域医療体制の充実・強化 ■地方財政措置の充実に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○町村財政基盤の強化 ○消防救急無線デジタル化に伴う財政支援 	関係省庁 地元選出国 会議員外	7月3日 ～5日 東京
檜山管内各町との連携	<p>2012民主党檜山地域政策懇談会(江差町要望抜粋)</p> <p><緊急要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ■函館労働基準監督署江差駐在事務所の廃止について ■新たな北海道病院事業改革プランの策定について <p><新規要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ■防災対策の推進について <p><継続要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ■道立江差病院の機能充実について 	民主党北海道第8総支部	7月30日 江差町
檜山管内各町及び檜山建設協会との連携	■函館労働基準監督署江差駐在事務所の存続について	北海道労働局	8月31日 札幌